

## 「外部指導者の活用について」

大分県立大分鶴崎高等学校

笛木 智

## 1. はじめに

大分県高等学校体育連盟調査研究専門委員会では、高等学校における体育・スポーツの健全な普及・発展を図るため、競技力の向上、健康と安全、部活動の活性化等について調査・研究に取り組んでいる。

運動部活動は、学校の教育活動の一環として、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図り、生徒の自主性や協調性、責任感などを育成するとともに、仲間や教師（顧問）との豊かな人間関係の構築など、心身ともに健全な生徒の育成を図る大きな意義を有する活動である。

各学校では、生徒や保護者のニーズが多様化する一方で、指導する教員の不足や専門的な技術指導を有していない教員が顧問を務めるなど、学校の教職員だけではその運営が大変厳しい状況にある。運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる事項に、外部指導者等の協力・確保、連携がある。今後、本県においても各学校における外部指導者の必要性は更に高まると考えられる。

## 2. 調査研究の目的

本県では、平成 23 年度から「外部指導者制度」を導入し、年々、この制度の活用を重要視する学校・部活動が増えている。そこで、本連盟加盟校における外部指導者の実態や活用状況等の実状を把握するためにアンケート調査を実施し、その分析・考察から得られたデータをもとに、更なる運動部活動の活性化に向けた外部指導者の活用を推進する取り組みを奨励していくことの一助とすることを目的とする。

## 3. 調査研究の方法

### (1) 調査方法

- ①アンケート：選択項目と記述項目（無記名）
- ②調査期間：平成 28 年度 6 月～7 月
- ③アンケート内容
  - (1) 学校における外部指導者の活用状況
  - (2) 顧問の競技経験・技術指導の有無
  - (3) 外部指導者との連携で工夫していること
  - (4) 外部指導者との連携などで課題や困っていること
  - (5) 外部指導者の指導により効果があったこと
  - (6) 顧問や外部指導者の指導について満足または不満なこと
  - (7) 外部指導者に期待していること
  - (8) 学校や顧問に要望したいこと
  - (9) その他（要望や意見など）

### (2) 調査対象と回答数

- ①学校用（53 校）
  - ア 外部指導者を活用している学校（38 校）
  - イ 外部指導者を活用していない学校（15 校）
- ②外部指導者を活用している運動部活動顧問用（118 名）
- ③外部指導者用（92 名）
- ④外部指導者に指導を受けている生徒用（692 名）
- ⑤外部指導者に指導を受けている生徒の保護者用（602 名）

### (3) 配慮事項

- ①外部指導者、生徒、保護者のアンケートについては、封筒（のり付き）を配付し、学校や顧問が記載内容を見ることがないようにした。

#### 4. アンケート結果及び考察

##### (1) 今後、外部指導者を活用したい競技 (16 競技 34 名)

バスケットボール(5) バレーボール(4) サッカー(4) バドミントン(4) テニス(3) 卓球(2)  
ハンドボール(2) 剣道(2) 陸上競技(1) 水泳(競泳)(1) 弓道(1) ラグビーフットボール(1)  
ソフトボール(1) アーチェリー(1) 空手道(1) 野球(1) ※ ( ) 内の数字は人数

・県総体実施競技 35 競技中 16 競技の 45.7%が活用したい意向があり、部顧問では 118 名中 34 名の 28.8% となっている。特定の競技に集中した様子は見られないが、バスケットボール、バレー、サッカー競技等の団体競技が多くなっている。「各ポジション等の練習で複数の指導者を必要としていること」、「学校関係以外に指導者が多数おり、声をかけやすい」ということなどが考えられる。また、バドミントン競技等については、教職員に経験者が少なく、外部指導者に頼らざるを得ない実情がある。

##### (2) 外部指導者を活用しない理由

- ・教員のみで運営できている
- ・勝利を目指す運営ではない
- ・人材確保が難しい
- ・依頼したい外部指導者はいるが、仕事の都合上難しい

##### (3) 外部指導者を活用している運動部活動の顧問

###### ①担当する運動部活動についての競技経験があり技術指導ができるか。

①担当する運動部活動についての競技経験があり技術指導ができるか。  
(118名)



###### ②外部指導者との連携で工夫していること

- ・学校での様子を伝えるなど情報交換
- ・外部指導者の負担が大きくならないよう配慮
- ・連絡の徹底と練習前後のミーティング
- ・教育活動の一環であることの理解 など

###### ③外部指導者の指導により効果があったと感じること

- ・顧問とは別の視点での指導やアドバイス
- ・複数の目での安全確保
- ・専門性が高く、技術・体力の向上
- ・生徒の悩みや心のケア など

###### ④外部指導者との連携など課題や困っていること

- ・練習試合等の日程や時間調整
- ・仕事の都合で活動に参加できない
- ・外部指導者による引率の権限
- ・指導方法等について保護者や外部からの苦情 など

## ⑤その他

- ・手当、交通費の支給など経済的な負担の軽減、処遇の改善
- ・多くの外部指導者を活用し、教員の負担軽減
- ・学校の教育活動の一環であることに対する理解を求める
- ・公式大会において、生徒引率ができない
- ・外部指導者の存在は助かっているので、今後も指導を継続していただきたい
- ・もっと積極的に外部指導者を活用したい
- ・年度当初に予算が分かっているとありがたい
- ・外部指導者の存在で技術指導ができる教員のやりがいは落ちるかもしれない　など

・外部指導者を活用している部顧問の約50%弱は競技の未経験者であることから、競技の専門的な知識・技能を持ち合わせた外部指導者の指導効果は非常に大きい反面、コミュニケーションの構築や学校としての位置づけ等外部指導者との連携には課題があると思われる。今後は、学校として外部指導者のモチベーションを向上させる取り組みや教育者としての立場を明確に説明し、理解を求める等、外部指導者に運動部活動への理解・協力を促していく必要がある。

### (4) 運動部活動で指導している外部指導者

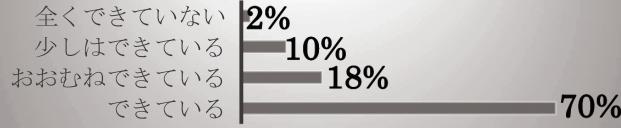
①生徒を指導してやりがいを感じるか。

②顧問と連携でできているか。

①生徒を指導してやりがいを感じるか。



②顧問と連携でできているか



・外部指導者によっては、運動部活動の指導に対する認識に違いがある。指導者には、「自分の欲求を満たすタイプ」と「生徒の欲求を満たそうとするタイプ」があると考える。しかしながら、99%の指導者が「やりがい」を感じており、88%が顧問との連携も取れていることは重要なことである。生徒ファーストを念頭においていた指導が必要であると同時に、外部指導者であるという認識をさらに強く意識して指導してもらわなければならないと考える。

③顧問との連携で困っていること

④学校や顧問に要望したいこと

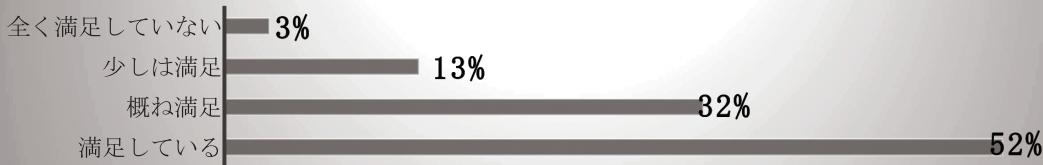
- ・怪我や緊急時の対応
- ・学校行事等、生徒に関する情報提供不足
- ・指導方針の違い
- ・練習や試合、週休日等の日程調整
- ・顧問と話し合う時間がない等のコミュニケーション不足　など

- ・練習時間の確保や試合の調整、練習環境の整備
- ・旅費や遠征費の支給
- ・十分満足、感謝している
- ・学校関係者の協力や理解、連携、信頼関係の構築
- ・学校の様子や学校行事等に関する情報提供
- ・学校の方針(強化など)を明確　など

### (5) 外部指導者に指導を受けている生徒

①顧問や外部指導者の指導に満足しているか。

## ②顧問や外部指導者の指導に満足しているか



- 生徒は、「専門的で的確な練習内容で指導（アドバイス）をしてくれた」、「技術の向上」、そして「楽しくなった」など 80%強が満足している。外部指導者の制度を生徒が知ることにより、部顧問や学校を通じて外部指導者を活用することで、部活動がさらに発展することが期待できる。特に専門的な技術指導のできない教職員が顧問の場合、外部指導者の効果は大きいと考えられる。

### ②外部指導者の指導で効果があったこと

- 先述したように外部指導者の専門的な知識・技能に基づいた指導効果は非常に高い。しかし、部顧問と外部指導者間で指導法に戸惑っている部分もあり、コミュニケーションを密接に取ることが重要である。
- 部顧問と外部指導者の立場が逆転している場合も考えられ、学校として外部指導者の立ち位置を明確にする必要がある。
- 「外部指導者から暴力を振るわれた」、「たばこの吸い殻をコートに落とす」、「用具を雑に扱う」など指導者に対する課題も少数あった。外部指導者も学校教育に携わる一員として、資質の向上が求められる。

- 専門的な技術・知識・判断力が身に付いた(230)
- 体幹が強化され体力・筋力共に向上した(61)
- 多くの戦術を知ったことで試合での結果に繋がった(60)
- 精神的に成長し部活動に対する意識が変わった(43)
- チーム全体の意識の向上(34)
- 人間的に成長し、何事にも積極的になった(11) など

## (6) 外部指導者に指導を受けている生徒の保護者

### ①顧問や外部指導者の指導に満足しているか。



### ②顧問や外部指導者の指導に満足しているかについての理由

#### 【良い面】

- 顧問と外部指導者が連携した指導
- 複数の指導者による指導は効果が高い
- 熱心に指導してくれる。
- 子どもを見守っている。
- 指導者を尊敬している。
- 個性（意見）を尊重して指導 など

#### 【悪い面】

- 指導者の人数が少ないので、試合の時にアドバイスを貰えない。
- 暴力や暴言を吐く
- 態度や言葉遣いが悪い
- 子どもと外部指導者が上手くいっていない。
- 会ったことがない。分からない。 など

### ③外部指導者の指導で効果があったこと

- ・筋力や体力が向上し技術の向上に繋がった(121)
- ・的確で専門的な技術指導があり様々な練習方法で指導してくれる(44)
- ・精神面等で子どもの意識が変わった(50)
- ・結果を出してくれる(上位大会出場等)(26)
- ・礼儀や授業への姿勢など日常生活(部活動以外)での成長が見られた(19)
- ・その他

・保護者においては、外部指導者の指導効果が確実に見られることから、約 90%が満足しており、外部指導者への期待や信頼はかなり大きいと思われる。また、生徒や部活動への関心も高く、好印象を持っている。保護者会等へ多くの方が積極的に参加している現状があることから、保護者が部活動の一端を担っている現状がある。

### 【参考資料】

#### 本県の外部指導者数推移

年 度	人 数	年 度	人 数
23 年度	98 名	27 年度	153 名
24 年度	101 名	28 年度	152 名
25 年度	128 名	29 年度	154 名
26 年度	139 名		

## 5. おわりに

近年、「東京オリンピック・ラグビーワールドカップ開催の決定」や「運動部活動の在り方」等スポーツへの関心が高まる中、今回実施したアンケート回答はある程度予想できるものであり、専門的知識を有した指導者の効果が高いことや要望する声は年々多くなっている。

本県では、平成 23 年度から外部指導者制度を導入し、本年度まで着実に人数が増加している現状であり、今後も増加するものと考えられる。しかしながら、各学校や地域の実状により取り組みに温度差があることも事実である。生徒・保護者は高いスキルと知識を有する指導者を求めており、学校や部顧問としては人材確保や部顧問との連携、学校の方針への理解と協力等が大きな課題である。また、働き方改革の一部である教員の負担軽減についても現在の状況・問題点・意見等の集約が十分でないのが現実である。

各学校の現状としても、制度（手続き・謝礼等）や面談（人物把握）の実施等が教職員全体に周知できていないのも事実であり、部顧問との連絡・調整は取れているが、外部指導者と生徒や保護者との狭間で部顧問が苦慮している実状もあるようである。

本県において、平成 30 年度から導入された「部活動指導員」の活用についても「学校職員としての契約、生徒引率が可能、謝礼・謝金の検討、人材の確保、指導者の職場への理解・協力の依頼」等の問題点や課題を整理し、今後、検討・実施に向けた取り組みや方針策定にも新たに着手していかなければならない。

加えて、国が「部活動の休養日を週 2 日以上」の方針を決めしたことにより、「外部指導者・部活動指導員」の効果的な活用に向けた様々な課題・問題点を明確にし、新たなシステムを構築しなければならない。

さらに、3 月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受けて、本年度の 8 月に「大分県の運動部活動の在り方に関する方針」が策定されました。この方針を受け、2019 年 4 月の施行に向けて、現在、各学校において方針を作成中である。今回の方針を指導者の指導方法を見つめ

直す良い機会と捉え、「短時間で効果的・効率的な指導法を構築する」ものにしなければならないと考えます。

現在、運動部活動は大きな岐路を迎えており、学校経営にも大きな影響を与えることから、これらの制度を上手く活用することにより、教員の負担軽減を進めながら運動部活動を活性化させるためには、国・地方公共団体・学校が一体となった一貫した取り組み・制度・システムが必要となるであろう。

### 【参考資料】

#### 「大分県の運動部活動の在り方に関する方針」

#### 目 次

大分県の運動部活動の在り方に関する方針策定の趣旨等

#### 1 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部活動方針の策定等
- (2) 指導・運営に係る体制の構築

#### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 適切な指導の実施
- (2) 運動部活動用指導手引の活用

#### 3 適切な休養日等の設定

##### 【高等学校】

- 原則、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。  
※ 1 日は、週休日（祝日を含む）を休養日とすることが望ましい。
- 活動時間は、原則、平日では 3 時間程度、学校の休業日は 4 時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- なお、高等学校は、学校の実態や特色及び競技種目の特性、大会・シーズン等を考慮し、各学校において弾力的に休養日や活動時間を設定することができる。ただし、その場合にあっても、週に 1 日及び月に 1 日以上の週休日を完全休養日とする。

##### 【中学校・高等学校共通の基準】

- 長期休業中は、上記の基準に加え、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定し、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮する。
- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する。
- 大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、休養日を増やすなど、週や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮する。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
- (2) 地域との連携等

#### 5 学校単位で参加する大会等の見直し